



平成 27 年 4 月 30 日

各 位

会 社 名 エ ス テ ー 株 式 会 社
代 表 者 名 代 表 執 行 役 社 長 鈴 木 貴 子
(コード番号 4951 東証第 1 部)
問 合 せ 先 人 事 ・ 総 務 グ ル ー プ
マ ネ ー ジ ャ ー 馬 場 和 久
TEL 03(3367)6311

執行役報酬制度の改定に伴う株式給付信託 (BBT) 導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の報酬委員会において、執行役報酬制度の見直しを行い、執行役退任慰労金制度を廃止することを決議し、あわせて、執行役に対する新たな株式報酬制度「株式給付信託 (BBT (=Board Benefit Trust))」(以下、「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)の導入を決議しました。

また、当社は、本日開催の執行役会にて「株式給付信託 (J-ESOP)」(以下、「J-ESOP」といいます。)の導入についても決定しました。J-ESOP の詳細につきましては、本日付「株式給付信託 (J-ESOP) 導入に関するお知らせ」をご参照ください。

なお、本制度及び J-ESOP の導入に伴い、当社が現在保有する自己株式 1,149,464 株 (平成 27 年 3 月 31 日現在)のうち 220,000 株 (230,340,000 円)を資産管理サービス信託銀行株式会社 (信託 E 口) (本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者)へ一括して処分することを本日開催の取締役会において決議いたしました。詳細につきましては、本日付「第三者割当による自己株式の処分に関するお知らせ」をご参照ください。

記

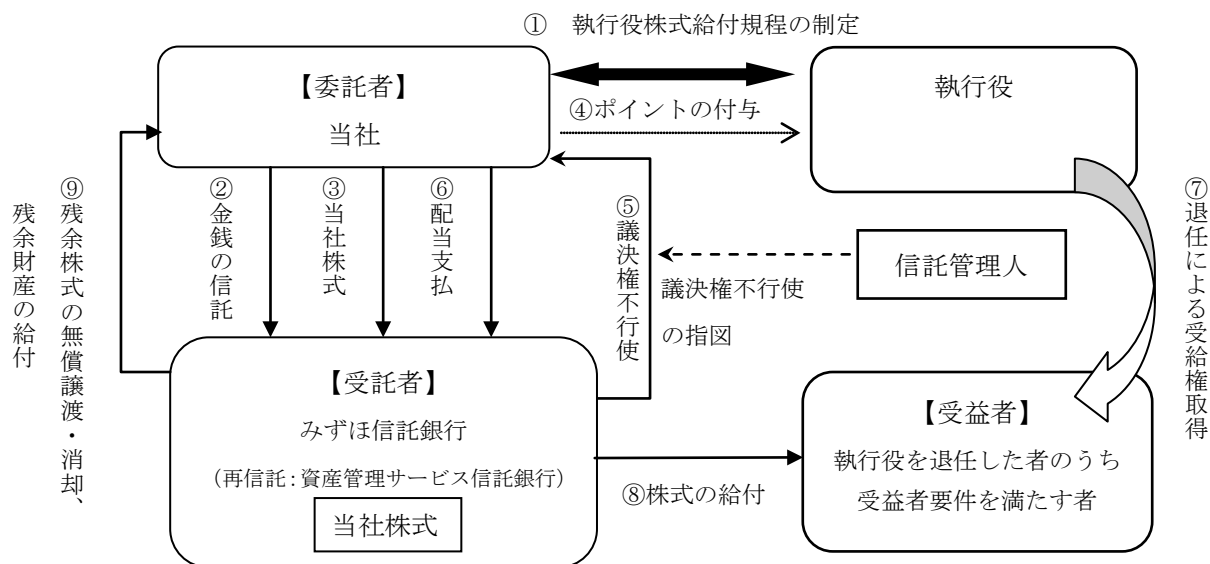
1. 執行役報酬制度改定の概要

当社報酬委員会は、執行役がより業績や株価を意識して職務を執行するよう報酬制度を改定しました。平成 26 年度を以って廃止したストックオプションに加え、執行役退任慰労金を廃止し、月例報酬のなかの業績連動部分の増額を実施するとともに本制度を導入しました。本制度導入の目的は、株価変動のメリットとリスクを株主の皆様と共有するために執行役に対して毎期業績に連動してポイントを付与し退任時に株式を給付する株式報酬制度を導入することで、中長期に至る業績向上と企業価値の増大を企図するものであります。

なお、執行役の過去の在任期間に対応する退任慰労金は打ち切り支給することとし、各執行役の退任後に支払う予定です。

また、これまでに執行役へ付与されたストックオプションの権利行使期間の最終日は平成 33 年 8 月 1 日です。

2. 本制度の仕組み



- ① 当社は、報酬委員会において本制度の導入についての決議を行い、取締役会において本制度に係る自己株式の処分を決議します。本制度の導入に関して執行役報酬に係る「執行役株式給付規程」を制定します。
- ② 当社は、①の報酬委員会および取締役会の決議に基づき金銭を信託します。
- ③ 本信託は、②で信託された金銭を原資として当社株式を、当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得します。
- ④ 当社は、「執行役株式給付規程」に基づき執行役にポイントを付与します。
- ⑤ 本信託は、当社から独立した信託管理人の指図に従い、本信託勘定内の当社株式に係る議決権を行使しないこととします。
- ⑥ 本信託内の当社株式に対して配当がなされます。
- ⑦ 本信託は、執行役を退任した者のうち執行役株式給付規程に定める受益者要件を満たした者（以下、「受益者」といいます。）に対して受給権が発生します。
- ⑧ 本信託は、当該受益者に付与されたポイント数に応じた当社株式を給付します。
- ⑨ 本信託の終了時に受益者に給付されるべき株式が受益者に交付された後、信託内に残存する当社株式は全て当社に無償で譲渡され、消却される予定です。また、信託内に信託報酬の充当分を超える財産が残るようであれば、報酬委員会の決議により各受給予定執行役にそれぞれの保有するポイントに応じて按分して分配するなどの措置がなされる予定です。

3. 本信託について

- (1) 名称 : 株式給付信託 (BBT)
- (2) 委託者 : 当社
- (3) 受託者 : みずほ信託銀行株式会社
みずほ信託銀行株式会社は資産管理サービス信託銀行株式会社と包括信託契約を締結し、資産管理サービス信託銀行株式会社は再信託受託者となります。
- (4) 受益者 : 執行役を退任した者のうち執行役株式給付規程に定める受益者要件を満たす者
- (5) 信託管理人 : 当社と利害関係のない第三者 (弁護士) を選定する予定です
- (6) 信託の種類 : 金銭信託以外の金銭の信託 (他益信託)
- (7) 本信託契約の締結日 : 平成 27 年 5 月 26 日
- (8) 金銭を信託する日 : 平成 27 年 5 月 26 日
- (9) 信託の期間 : 平成 27 年 5 月 26 日から信託が終了するまで
(特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り信託は継続します。)

4. 本信託における当社株式の取得内容

- (1) 取得する株式の種類 : 当社普通株式
- (2) 株式の取得資金として信託する金額 : 104,700,000 円
- (3) 取得株式数 : 100,000 株
- (4) 株式の取得方法 : 当社の自己株式処分を引き受ける方法により取得
- (5) 株式の取得日 : 平成 27 年 5 月 26 日

以上